

請願・陳情参考資料

平成 30 年 11 月 29 日

観光交流局

陳情（新規分）

受理番号	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
陳情 30 年－27 (30. 11. 21)	観光交流	航空機の安全運航に係る意見書の提出について 鳥取県倉吉市 (個人)	【現状】 航空法第七十条は「航空機乗組員は、酒精飲料又は麻酔剤その他の薬品の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、その航空業務を行ってはならない。」と規定しており、航空機に乗り組んで航空業務を行なう者がアルコールの影響がある状態で業務を行うことを禁じている。一方で、業務に当たることを禁じる呼気アルコール濃度の統一的な数値基準はなく、現時点では検査方法や基準値は航空各社の判断に委ねられている。 【取組状況】 国土交通省は、このたびの航空機乗組員による飲酒事案を踏まえ、平成30年11月20日に「第1回航空従事者の飲酒基準に関する検討会」を開催し、国内における航空従事者の飲酒に関する基準の検討を開始した。第1回検討会では、諸外国及び国内の飲酒関連基準や運用状況について有識者による論点整理が行われた。今後、検討会での議論を踏まえ、呼気アルコール濃度に係る数値基準の新設や機器による検査の義務付けなど、航空機乗組員の飲酒に関する基準案が年内に策定される予定である。